

福島をはじめとする原子力災害からの復興

I. 政府の総合力が一層発揮される体制

関連施策、取組み等

1. 原子力災害からの復興に向けた政府部内の連携強化

- 原子力災害からの復興については、様々な政策課題に対し政府一丸となって包括的に取り組むよう努めている。また、原子力被災自治体との協議には、復興庁が一元化して対応し、被災地からのニーズを集約させるといった形により進めている（別紙1）。
- 特に、原子力災害からの復興に関する政策課題に対し、政府一体として取り組むため、復興大臣の下に関係省庁の局長、課長級を参集する連絡会議を設置し、課題を迅速に解決していく体制を構築した（別紙2）。

2. 原発事故・放射線対策に関する閣僚レベルの意思決定体制の強化

- 原子力災害からの復興の大前提となる、原発事故・放射線対策の課題解決を迅速に進め、もって復興を加速するため、本年10月に官房長官と復興大臣をチーム長とし、原発事故・放射線対策を担当する閣僚をメンバーとする「原子力災害復興推進チーム」を復興推進会議の下に設置し、課題への対応方針を、閣僚レベルで迅速に調整する体制を構築した（別紙3）。

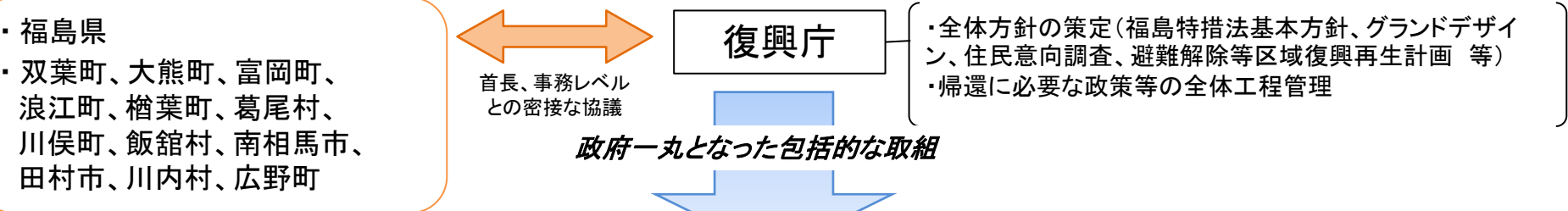
3. 個別自治体との間での現地レベルでの協議

- 原子力被災自治体等が個別に抱える被災実態（放射線の状況、津波被災の状況等）等に即した復興への道筋、個別課題への対応を図るため、個別自治体ごとに、復興庁本庁、現地3事務所（福島復興局、OFC、環境再生事務所）及び関係省庁の職員からなる連携チームを形成。チームと福島県が協働して現地レベルで自治体と協議し、課題の解決を迅速にする体制を構築した（別紙4）。

今後の課題等

- 強化された政府部内との連携体制、自治体との協議体制の下、現場の状況を丁寧把握しつつ原子力災害からの復興を、引き続き推進する。

避難区域等に対する政府の対応体制



原発事故・放射線対策

(平成24年12月)

	(1) 放射性物質汚染に 関する安心・安全の確保 (健康リスクに係るリスク コミュニケーションを含む)	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 ・円滑な賠償の実施等 ・賠償指針、ADR等	(5) 除染(含む中間貯蔵施設)	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 (含む町外コミュニティ 住民意向調査)	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 産業振興 雇用対策
主要課題										
全体取り まとめ省庁	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる 関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省 原災T※ 文科省	警察庁 消防庁			国交省 農水省 厚労省	国交省 厚労省 総務省 文科省 原災T 経産省 環境省	国交省 文科省 厚労省 原災T 環境省 農水省		

※原災T: 内閣府原子力被災者生活支援チーム

・原子力災害に係る諸課題に対して、復興庁が中心となって政策調整、工程管理を図るとともに、課題を迅速に解決する体制を復興庁設置時(平成24年2月)より構築。

【体制】

復興大臣

復興副大臣(福島担当)

関係局長会合

・復興庁 ・警察庁 ・内閣府原子力被災者生活支援チーム
 ・総務省 ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省
 ・経済産業省 ・国土交通省 ・環境省

の関係局長を招集。

幹事会

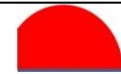
・復興庁 ・警察庁 ・内閣府原子力被災者生活支援チーム
 ・総務省 ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省
 ・経済産業省 ・国土交通省 ・環境省

の関係課長級を招集。

- ① 課題の内容に応じて、関係する局長が復興大臣の下に参集し、関係者間での連絡調整、政策調整を進めてきているところ。
- ② 幹事会については、開催を定例化し、週一度、復興副大臣、関係政務が出席の下、関係省庁の課長級が全員参集。各省の取組みについて、情報共有をするとともに、復興を進めて行く中で発現する課題について、解決策を迅速に検討。

原子力災害復興推進チーム

(平成24年10月16日 復興推進会議決定)



復興庁

Reconstruction Agency

- 復興を加速する上では、原子力災害からの本格的な復興の前提条件である、安全な廃炉に向けた中長期対策、放射能汚染に関する安心・安全の確保などの課題への解決について、政府内の総合調整機能をさらに高め、課題解決の迅速化を図ることとする。
- このため、原子力災害からの復興に向けた対応方針を閣僚レベルで迅速に調整する、「原子力災害復興推進チーム」を復興推進会議の下に設置。

【体制】

復興庁

内閣総理大臣、復興大臣

- 大震災、原発事故災害からの復興に関する内閣の事務を助ける
- 関係行政機関の長に対する勧告権 等（復興庁設置法）

復興推進会議（法定）

議長：総理

副議長：復興大臣 議員：全閣僚

原子力災害復興推進チーム

チーム長：内閣官房長官、復興大臣

構成員：経済産業大臣、環境大臣、原発事故の収束及び再発防止担当大臣

【第1回会合の討議概要】(平成24年11月9日開催)

- ① 賠償と区域見直しの迅速かつ適切な実施の必要性について。
- ② 中間貯蔵施設について、類似の知見も取り入れた取組み、自治体への丁寧な説明や自治体からの質問の対する迅速な回答の実施の必要性について。
- ③ 原子力発電所事故における避難の実態調査、原子力規制委員会による福島第一原発周辺地域に係る評価の必要性について。 等

自治体毎の復興計画の具体化・充実



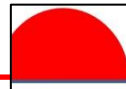
復興庁

Reconstruction Agency

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の復興計画の具体化・充実を支援(平成24年9月～)

【体制】

連携チーム



復興庁

Reconstruction Agency

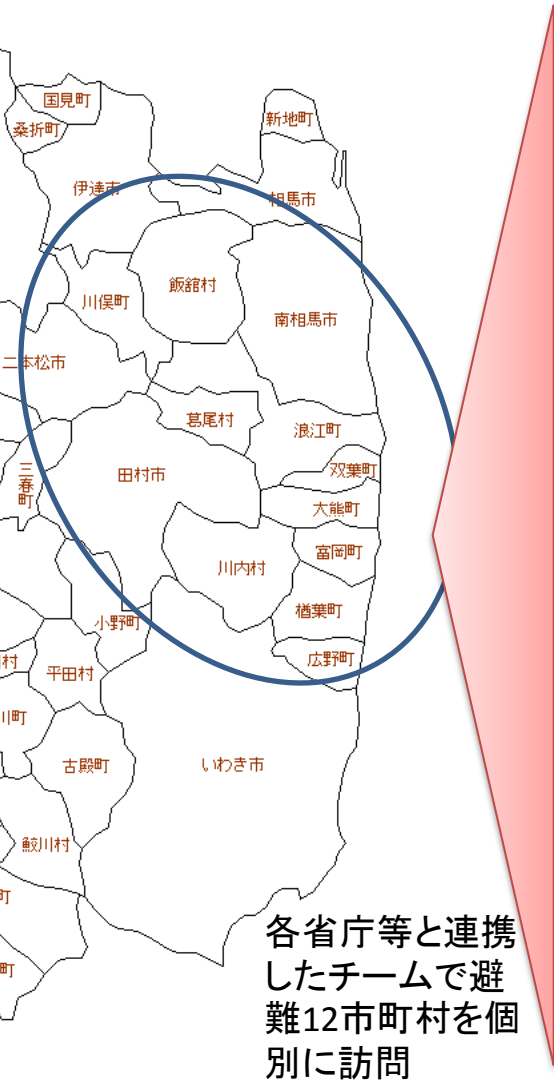
参事官をチーム長とする避難
12市町村の担当メンバーを
それぞれ編成

現地事務所

福島復興局
現地災害対策本部
環境再生事務所

関係府省等

- ・内閣府原子力被災者生活支援チーム
- ・警察庁
- ・総務省
- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・環境省



各省庁等と連携
したチームで避
難12市町村を個
別に訪問

【主な取組み】

- ① 連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、個別課題の解決、復興の道筋を検討。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画、インフラ工程表等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化、段取りを検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」や各省庁の事業に反映。